

# 「吉川市犬マイクロチップ装着費補助金」のご案内

市では、犬へのマイクロチップ装着を推進することで、狂犬病予防法に基づく各種手続きのオンライン化を図るため、飼い犬にマイクロチップを装着させ、国が創設したマイクロチップ制度への登録をされた方を対象にその費用を補助します。



## 概要

- 補助頭数：300 頭（先着順・予算に達し次第終了）
- 補助対象経費（①+②）：①マイクロチップ装着費（マイクロチップ代+施術代）  
②指定登録機関への登録手数料
- 補助金額：1 頭につき 5,000 円（ただし指定登録機関への登録手数料に対する補助額は一律 300 円とし、5,000 円を下回る場合は支払った額）
- 補助対象者：補助対象動物へマイクロチップを装着させ、指定登録機関へ登録した市内在住の方
- 補助対象動物：補助対象者が市内で飼育し、次に掲げる要件をすべて満たす犬
  - ① 吉川市に犬の登録があり、令和 4 年度の注射済票(骨型の黄色い金属製のプレート)の交付を受けていること
  - ② 令和 4 年 6 月 1 日以降にマイクロチップを装着し、指定登録機関が発行する登録証明書の交付を受けていること
  - ③ 動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 1 項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養する犬でないこと
- 申請方法：申請書に必要事項を記入し、下記 3 点を同封の上、環境課あてに郵送または直接提出（詳細は裏面の「申請の流れ」を参照）
  - ① マイクロチップ装着を実施した獣医師が発行する装着費用が明確に分かる領収書の写し
  - ② 指定登録機関から交付された登録証明書の写し
  - ③ 犬の鑑札（紛失した場合は不要）

【申請期限：指定登録機関から登録証明書の交付を受けた日から 30 日以内または令和 4 年 12 月 28 日のいずれか早い日まで】



ペットショップなどでマイクロチップ装着済みの犬を購入した場合は補助の対象外です。



令和 4 年 6 月 1 日以降に犬にマイクロチップを装着した飼い主は、その日から 30 日以内に指定登録機関に飼い主と犬の情報を登録しなければなりません。

### ●マイクロチップの装着・登録に関するお問い合わせ

(公社)日本獣医師会 ☎03-6384-5320

### ●補助金の申請先・お問い合わせ

吉川市役所 環境課 〒342-8501 吉川市きよみ野 1-1

TEL : 048-982-9698 FAX : 048-981-5392 E-mail : kankyou2@city.yoshikawa.saitama.jp

受付時間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)8：30～17：00

## 【申請の流れ】

1 動物病院などで飼い犬にマイクロチップを装着させ、獣医師から「マイクロチップ装着証明書」を受け取ってください。



2 「マイクロチップ装着証明書」をもとに、指定登録機関（環境省データベース）へ飼い主や犬の情報を登録してください。

★登録方法については右記 QR コードからご確認いただくか、（公社）日本獣医師会 ☎03-6384-5320 へ直接お問合せください。

※時間帯によっては電話がつながりにくい場合があります。



市役所ではマイクロチップに関する手続きは一切できません。



3 データ登録が完了すると、指定登録機関より「登録証明書」が交付されます。



4 下記の書類を揃え、申請期限(指定登録機関から登録証明書の交付を受けた日から30日以内または令和4年12月28日のいずれか早い日)までに郵送または直接、市役所環境課へ申請してください。

### 【申請に必要な書類】

- 吉川市犬マイクロチップ装着費補助金交付申請書兼請求書
- 指定登録機関より交付された「登録証明書」の写し
- マイクロチップ装着を実施した獣医師が発行する装着費用が明確に分かる「領収書」の写し
- 犬の鑑札（紛失した場合は不要）



5 補助金の交付が決定した方へ「補助金交付決定通知書」を郵送し、振込予定日をお知らせします。ご指定いただいた口座への入金確認をお願いいたします。  
※申請書に不備がある等、不交付となった方へは「補助金不交付決定通知書」を郵送します。